

農業農村整備事業等事後評価地区別資料

番号	1001				
都道府県名	埼玉県	関係市町村名	春日部市（旧庄和町）		
事業名	県営ほ場整備事業	地区名	しょうわほくぶ 庄和北部		
事業主体名	埼玉県	事業完了年度	昭和62年度～平成14年度		

〔事業内容〕

事業目的： 水田単作地帯である本地区は、区画整理が行われず用排水路は土水路で兼用されていた。このため水の有効利用が図られず排水不良もあった。農道についても幅員が狭小で湾曲し機械化の妨げとなっていた。
このため、本事業により用排水路及び道路網の整備を行い、農地の集団化や機械化を推進し、労働生産性の向上、農業生産の増大を図り農業経営の安定化を目指すことを目的とした。

総事業費： 31億7,730万円

事業期間： 昭和62年度～平成14年度

事業内容： 区画整理 245ha（関係農家：318戸）
農道整備 L=32.6km（幅員3.0m、全幅4.5m）
用水整備 パイプライン L=32.2km・揚水機場4カ所
排水整備 排水路 L=22.4km・暗渠排水199ha

〔項目〕

ア 事業効果の発現状況

(1) 収量の変化

本地区は、受益面積245haの8割を超える199haが水田である。事業後は適正な水管理が可能となり、コシヒカリを代表とした水田農業が営まれている。

米の収量（10a当たり）を事業計画時点と事後評価時点で比較すると、計画時点の461kgに対し事後評価時は527kgと約114%へ収量が増加した。

(2) 営農時間の短縮

○区画を拡大することにより、大幅な作業時間の短縮。

4,632筆→1,373筆（30%）

水田の標準区画は、整備前 5a→整備後 50a

○土水路であった用水路のパイプライン化により、水田の水管理時間が短縮

○農道の整備により大型農作業機械の導入が可能となった。

(3) 規模拡大により地域を支える担い手の活躍

地区内の約3分の1にあたる83haの農地が26人の農家に集積され規模拡大が図られた。このうち9人の認定農業者が43haを経営する担い手として、庄和北部地区の農業を支えている。（認定農業者は旧庄和町全体で10人）

(4) 地産地消への取り組み

本事業により地域の排水状況が向上し、新たに多彩な野菜が四季を通して、栽培されるようになった。そして、本地区で生産される米やナス、トマト、キュウリ等の野菜は平成16年度に開設した道の駅の農産物直売施設でも販売されている。この直売所に出荷する農家91人のうち、本地区内の農家は20人が参加し、地区内で栽培した農産物を毎日消費者へ提供している。

(5) 新たな試み

○農地の集積や適正な水管理が可能となったことから、平成20年度からは、農地・水・環境保全向上対策の営農活動により、特別栽培米「コシヒカリ」の栽培をエコファーマーの9名で取組んでいる。

○排水条件の改善と農地集積により、15戸の農家で組織する「麦作集団」により、新たに13haの小麦の作付を行っている。

○なす・きゅうり等の野菜以外にも、最近では、ブルーベリーの栽培に取り組む農家や、水田を活用したホンモロコの養殖に取り組む農家も現れている。

イ 事業により整備された施設の管理状況

本事業によって整備された道路は市が、用排水路については、土地改良区により良好な管理が行われてきた。

ウ 事業実施による環境の変化

- 本地域では、不耕作地はほとんど無く、良好な管理の下で農作物が栽培されている。
 - 平成19年度より農地・水・環境保全向上対策の共同活動が始まり、道路や水路の草刈り等の清掃活動を地域により実施している。
- また、コスモスを栽培してコスモス祭り等、地域のイベントが新たに行われている。

エ 今後の課題

(1) 農地の有効利用と担い手の育成

大区画化されたほ場である庄和北部地区において、今後より一層、大規模な経営体や作業受託集団により高性能機械を活用した効率的な土地利用型農業を展開するため、担い手への集積を引き続き調整していく。

(2) 施設機能の維持と適正な管理

本事業により整備された農業用施設は、地元市及び土地改良区によって適正な管理が行われている。農地・水・環境保全向上対策により、地域での管理も開始していることから、この活動の定着を図っていく必要がある。

今後は、定期的な点検・機能診断を行い、施設の長寿命化を図るほか、必要に応じて補修を実施するなど、施設機能を効率的に維持していく必要がある。

事後評価結果	・事業の実施により、用水がパイプライン化され水稻の生育に合わせた適切な水管理が可能となり、大幅な省力化が図られた。 ・排水路及び農道整備により機械化が進み農作業の時間短縮が図られた。また、作物の栽培条件が改善され、多彩な農作物の栽培が可能となったことなどが高く評価されている。 ・本事業を契機に、地区内では、認定農業者9名が育成され、力強い営農を展開している。また、エコファーマー等、地区の農家が、農産物直売所などを活用して地産地消の取組みを通じ地域農業の振興に寄与していることなど地元でも本事業について高く評価されている。
第三者の意見	

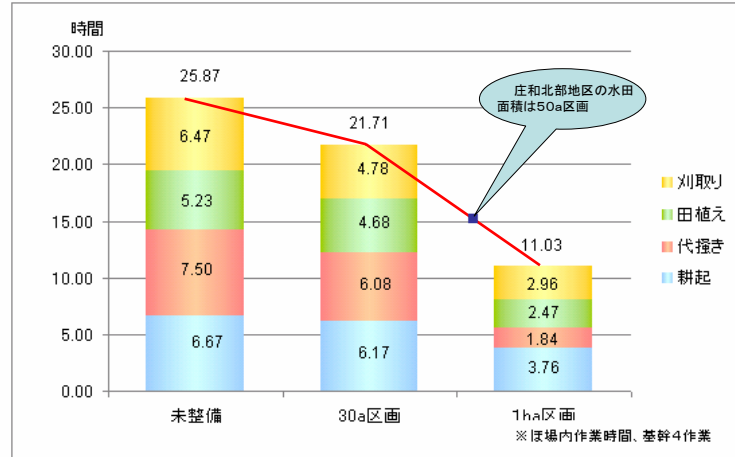
(注1) 「事後評価結果」欄は、項目の内容を総括して記入する。

(注2) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。



水稲の作業時間の比較

水稲作業時間(1ha換算)

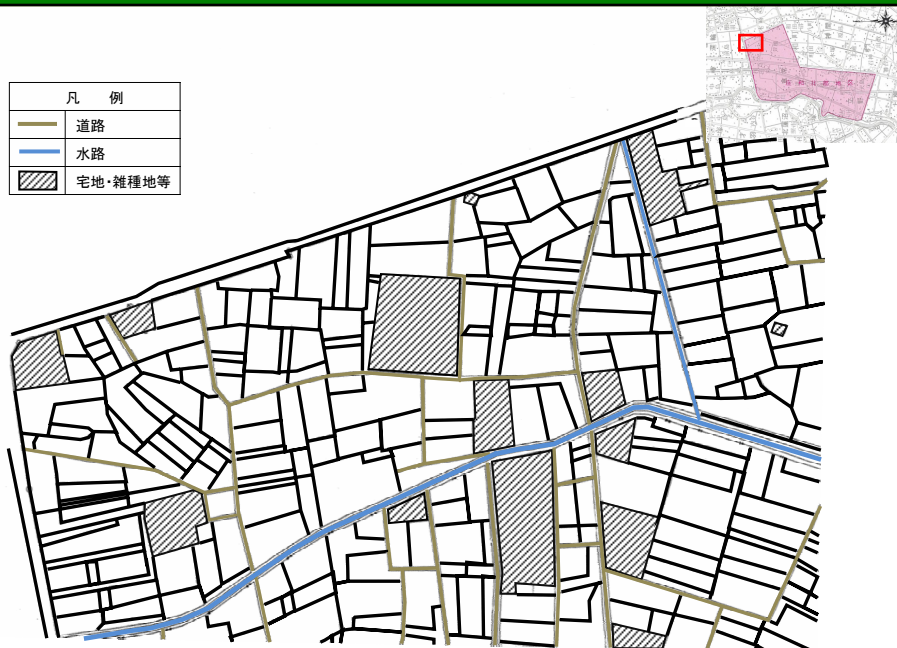


単位: 時間

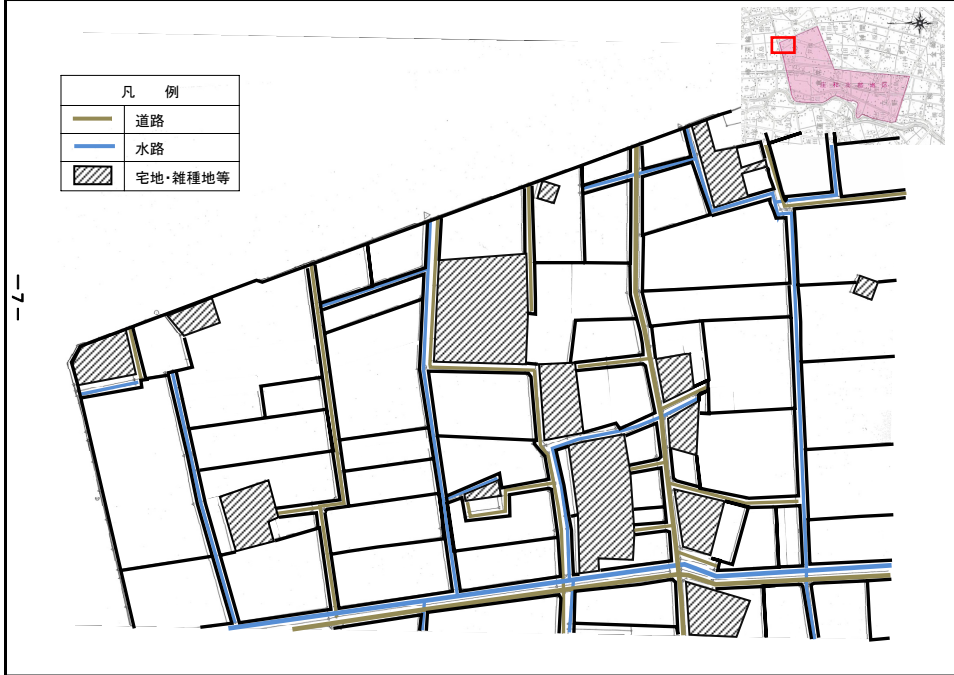
	耕起	代掻き	田植え	刈取り	計
未整備	6.67	7.50	5.23	6.47	25.87
30a区画	6.17	6.08	4.68	4.78	21.71
1ha区画	3.76	1.84	2.47	2.96	11.03

※H17~19年度 近傍地区での計測データ

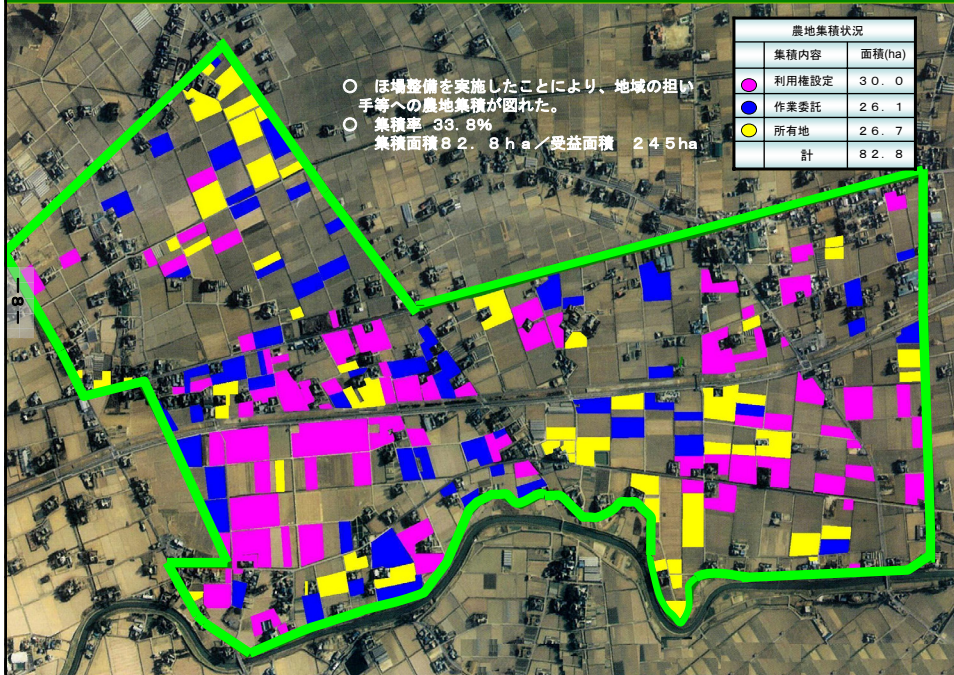
事業実施前の区画の状況



事業実施後の区画の状況



農地の集積状況について



現在の営農状況について

大型機械による作業状況



耕耘状況



田植え状況



刈取状況

— 9 —

多彩な農作物が生産されている



道の駅にある農産物直売所では、毎日、庄和北部地区で採れた新鮮な野菜が販売される



庄和北部地区では、多彩な農作物が栽培されている。
なすの栽培状況



市の給食センターが地場農産の利用を進め、市の特産物となりつつある、ホンモロコを給食献立とした



転作対応の一つとして、水田を活用してホンモロコが養殖されている

— 10 —

多彩な農作物が生産されている

育てて・広げて・産出へ
平成20年度新米

春日部市庄和地区の新米 こしひかり

埼玉県内の中でも自給率の多いところである春日部市庄和地区、立野農地管理組合特別栽培米部会が栽培するお米は、農薬・化学肥料の使用量を通常の半分以下に抑えた特別栽培米です



このマークを知っていますか？

エコファーマーマーク

といいます。

エコファーマーマークとは  ?

『土づくり』、『化学農薬の低減』、『化学肥料の低減』に一体的に取り組む導入計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者のみが使うことのできる持続的で環境にやさしい農業に取り組む証です。

私たちエコファーマーがつくった農産物には、環境にやさしい農業に取り組んでいる証、エコファーマーマークが付いています。平成19年9月末現在、埼玉県では4,514人の方がエコファーマーとして認定されています。

エコファーマーについて、詳しくはこちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A06/B000/yasai/eco.html>

埼玉県農林部生産振興課



庄和北部地区の特別栽培米「コシヒカリ」を農産物直売所で販売しています。